

京都市交通局管理規程 5－6（京都市交通局企業職員旅費支給規程）の一部を次のように改正する。

平成16年3月31日

京都市公営企業管理者

交通局長 江草 哲史

第6条第1項第2号ア中「100キロメートル以上」を「75キロメートル（新幹線鉄道による旅行にあっては、片道100キロメートル）以上」に改める。

第10条の3第1号中「78キロメートル」を「100キロメートル」に、「52キロメートルまたは」を「50キロメートル又は」に、「26キロメートル」を「25キロメートル」に、「または第9条」を「又は第9条」に、「または車賃」を「又は車賃」に改め、同条第2号中「または天災」を「又は天災」に、「または車賃」を「又は車賃」に、「こえる場合には、そのこえる」を「超える場合には、その超える」に改め、同条第3号中「または陸路」を「又は陸路」に、「3キロメートル」を「4キロメートル」に改める。

第11条第1項ただし書中「78キロメートル」を「100キロメートル」に、「52キロメートル」を「50キロメートル」に、「26キロメートル」を「25キロメートル」に、「または天災」を「又は天災」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条及び第12条関係）

級	京都市交通局職員給与規程に定める 給料表適用職員			日 当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)
	企業職給料 表第1適用 職員	企業職給料 表第2適用 職員	企業職給料 表第5適用 職員		
1級	10級、9級 及び8級の 職務にある 者	10級、9級 及び8級の 職務にある 者		2,300 円	13,100 円
2級	1級に該当する者以外の者			2,300	11,400

附 則

(施行期日)

1 この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この改正規程による改正後の京都市交通局企業職員旅費支給規程の規

定は、この改正規程の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に

出発した旅行については、なお従前の例による。

(交通局企画総務部職員課)